

# 事務局規程

## 一般財団法人 福島県退職教職員互助会事務局規程

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人福島県退職教職員互助会定款（以下「定款」という。）第 22 条第 3 項の規定に基づき、一般財団法人福島県退職教職員互助会（以下「法人」という。）の事務局及び職員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織及び職員)

第 2 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局の機構は次のとおりとする。

- (1) 事 務 局 長 1 名
- (2) 事 務 局 職 員 若干名

### (職 務)

第 3 条 事務局長は、上司の命を受け、事務を掌理する。

2 事務局職員は、上司の命を受け、事務を処理する。

### (専決及び代決)

第 4 条 理事長は、次の各号に掲げる事項については、事務局長に専決、又は代決させることができる。

- (1) 財団法人福島県退職教職員互助会運営規則（以下「規則」という。）第 3 条に該当する会員の資格、及び第 4 条第 1 号に該当する者の資格喪失の処理に関する事項。
- (2) 給付の個人別金額の決定及びこの支払いに関する事項
- (3) 給付規程に関する配偶者、被扶養者の認定に関する事項
- (4) 掛金に関する事項
- (5) 会議費支出に関する事項
- (6) 事務費支出に関する事項
- (7) 職員の出張、及び超過勤務に関する事項
- (8) 職員の服務に関する事項
- (9) その他前各号に準ずる軽易な事項

### (専決及び代決の制限)

第 5 条 事務局長は、第 4 条に規定する専決及び代決事項であっても、次の各号の一に該当するときは、専決及び代決することができない。

- (1) 事項が重大、又は異例であるとき。
- (2) 紛議論争があるとき、又は処理の結果、紛議論争を生ずるおそれがあるとき。

- (3) 前各号に規定するもののほか、特に上司において事案を了知しておく必要があると認められたとき。

(諸給与及び旅費)

第 6 条 職員は有給とする。

- 2 職員の給料、諸手当及び旅費は、福島県一般行政職の職員に関する規定を準用する。
- 3 この規程に定めるものの外、必要な事項は、福島県一般行政職の職員の例によるものとする。

#### 附 則

この規程は、財団法人福島県退職教職員互助会寄附行為施行の日から施行する。

#### 附 則

この規程の名称変更は、2014年4月1日から施行する。